

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること。
- (3) 販売時に不必要な音や光を発したり、懸賞付き等の機器でないこと。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、生徒の健康管理に配慮し、清涼飲料水（お茶、紅茶、スポーツ飲料、ミネラルウォーター、果汁飲料等）、牛乳、乳飲料等とし、無糖炭酸水を除く炭酸飲料及び酒類・たばこの販売を行わないこと。また、ペットボトル、紙パックの密閉式の容器とし缶類、ビン類は販売しないこと。

なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。商品を入れ替える場合にも、甲と事前協議すること。

- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より一割以上値引きした価格とすること。
- (3) 冬季においては、商品を一部ホットドリンクとして対応すること。
- (4) 夏季等において、熱中症に配慮した商品の対応が可能であること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。